



第 42 回 五ヶ所湾合同レース

【主 催】 JSAF 外洋東海

【協 力】 衣浦武豊フリート・衣浦ヨットクラブ・志摩ヨットハーバー

【開催日】 2017/05/02～05/03

【開催地】 衣浦湾～五ヶ所湾

帆 走 指 示 書

1 適用規則と規定

1.1 セーリング競技規則 2017-2020(RRS)

1.2 IRC Rule 2017PartA,B 及び C 、 TRS

1.3 JSAF 外洋特別規定 2016-2017(JSAF-OSR)カテゴリー4

1.4 予告信号から日の出(05:00)までは RRS2 に変わり海上衝突予防法が適用される。

1.5 帆走指示書の変更・追加は 5 月 1 日(月) 20:00 まではホームページ上にて通告し、それ以降は衣浦ヨットクラブに設置する公式掲示板にて通告される。最終通告時刻は 5 月 2 日 20:00 とする。

2 責任の所在

2.1 RRS.4 に基づき、全ての艇、参加者は自分自身の責任でレースに参加する。主催団体はレース前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

2.2 レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。

2.3 誓約書に艇長がサインをすることは艇における全ての参加者が誓約書に同意したことである。

2.4 RRS1.2 救命具と個人用浮揚用具 にあるように全ての参加者は救命具、個人用浮揚用具を使用できるような状態でレースに臨まなければならない。

3 レース日程

5 月 2 日 (火) 19:30～20:00 出艇申告：衣浦ヨットクラブ

5 月 2 日 (火) 20:00～ 艇長会議：衣浦ヨットクラブ

5 月 3 日 (水) 01:55 スタート予告信号

5 月 3 日 (水) 16:30 タイムリミット・懇親会：志摩ヨットハーバー

4 レース海域・コース

4.1 衣浦港沖 (スタート) →五ヶ所湾口 (フィニッシュ) 約 50 海里

4.2 安全のため、沖の瀬浮標 東側並びに伊良湖水道は通過禁止とする。

4.3 伊勢湾沖ノ瀬灯浮標の東側、伊良湖水道および布施田水道以北(大王崎、麦崎)の定置網内側は通過禁止 (定置網の位置の参考サイト)

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/noriami/index.html>



5 スタート

5.1 レースは、次の通りスタートさせる。これは RRS26. を変更している

スタート 5 分前(予告信号)	提灯 1 灯を掲げ、音響信号一声を発する。
スタート 4 分前(準備信号)	提灯 2 灯を掲げ、音響信号一声を発する。(1 灯追加)
スタート 1 分前	提灯 1 灯を掲げ、音響信号一声を発する。(1 灯消灯)
スタート時	提灯を消灯し、音響信号一声を発する。

5.2 クラス旗は JSAF クラブ旗を使用する。

5.3 スタート・ラインは、スターボードの端となる黄色回転灯を点灯したボートのマストとポートの端となる点滅するキセノンライトを装着したブイの間とする。

5.4 スタートは RRS30.1 ラウンド・アン・エンド規則を適用する。

5.5 スタート信号から 20 分経過後にスタートする艇は「DNS」と記録される。この項は 付則 A4 を変更している。

5.6 リコール艇があった場合、音響信号一声を発し提灯 1 灯を点滅する。点滅の時間は全てのリコール艇がスタート・ライン、またその延長線のプレススタート・サイドに完全に入るまで、あるいはスタート信号後の 5 分間とする。

5.7 ゼネラルリコールは、スタート信号時にスタート・ラインのコースサイドにいる艇、もしくは RRS30.1 の適用を受ける艇を特定できない場合、またはスタートの手順に誤りがあった場合、レース委員会は音響信号二声を発し、提灯 2 灯を点滅する。(5 分程度) 再スタートは原則として 15 分後とする。再スタートの 6 分前に音響信号一声を発し提灯 2 灯を点灯 (10 秒程度) する。

6 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、34 17' 525N 136 40'367E、付近のマークとスターボードの端となるコミッテーパーボートの JSAF エンサインを掲げたポールとの間とする。

7 タイムリミット

タイムリミットは 5 月 3 日 16 : 30 とし、フィニッシュしなかった艇は、「DNF」と記録される。この項は、RRS35 と A4、A5 を変更している。

8 ペナルティー

8.1 軽微な規則違反に関しては、プロテスト委員会の判断により罰則を適用しないことがある。

8.2 RRS29.1 または RRS30.1 に係る規則違反については OCS に変わる罰則として所要時間に 5% のタイムペナルティーを適用する。



9 抗議と救済の要求

- 9.1 抗議しようとする艇は RRS61.1 に加えて、フィニッシュ後 直ちに レース運営艇に抗議しようとする相手の艇名と その旨を通知しなければならない。またフィニッシュできなかった場合には できるだけ早い時期に運営艇 または 大会本部に抗議しようとする相手の艇名とその旨を通知しなければならない。
- 9.2 抗議締め切り時間は 抗議艇がフィニッシュした後、90 分とする。
- 9.3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締め切り時間後 30 分以内に 審問場所と審問開始予定時間を志摩ヨットハーバーの公式掲示板に掲示する。

10 修正時間・順位・得点

各艇の所要時間に TCC・TRS を適切な計算式を用いて求めた修正時間により順位を決定する。

11 安全規程

11.1 出艇申告

- 11.1.1 出艇申告は、所定の申告書に必要事項を記入の上、艇長が署名し、日程で記載されている受付時間にレース本部に提出すること。
- 11.1.2 出艇申告書を提出し スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース本部に直ちに報告しなければならない。また 上記報告は当該艇の責任者が行わねばならず、第三者に伝言を託してはならない。リタイヤにおける連絡先 フィニッシュ本部船 岡 吉樹 090-5866-3153

11.2 帰着申告

今回のレースでは帰着申告は行わない。

11.3 ライフジャケットの着用

レース参加者は レース中ライフジャケットを使用できる状態で着用しなければならない。

11.4 4 に示した航行区域を順守しまた航行する本船に対しては十分注意し、航行を妨げないようにすること。

11.5 各艇からの連絡状況、気象・海象の状況等から遭難の可能性が高いとレース委員会が判断した場合は、当該艇から申告を受けた緊急連絡先に連絡し、協議のうえ海上保安庁に搜索要請を行うことがある。

12 参加艇の制限

レース中 通信の制限は行いません。いかなる通信形態・情報内容も RRS41 の外部の援助には該当しないこととする。

13 JSAF 環境キャンペーン

海にゴミなどを投棄してはならない。

14 表彰

参加艇に応じて上位を表彰します。

表彰式の日程・場所は後日ホームページにて案内します。



15 緊急連絡先

三河海上保安署 0532-34-0118

衣浦海上保安署 0569-22-4999

鳥羽海上保安部 0599-25-0118

(同) 浜島分室 0599-53-0300

16 レース本部の所在

5月2日(火) 20:00～5月3日(水) 03:00

衣浦ヨットクラブ : 0569-73-2426

5月3日(水) 03:00～レース終了まで

VOC・志摩ヨットハーバー : 0599-66-0933

フィニッシュ本部 岡 吉樹 090-5866-3153